

糸島市補助金設計書

所管課	地域振興課
-----	-------

補助金名称	地方バス路線運行維持費補助金（九大線以外）
区分	奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市地方バス路線運行維持費補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標 4 __ 快適に暮らすことができる安全・安心のまちづくり

政策 3 __ 交通環境の整備充実

施策 __ 便利で効率的、安全・安心な公共交通の充実を図る

1 補助の目的

乗合バス事業者の市内バス路線（九大線以外）の運行維持に要する経費を補助することで、市域内の生活交通路線として必要なバス路線の運行を確保し、市民の生活交通手段の確保や交通不便地域の縮減等を図る。

なお、市では「糸島市地域公共交通網形成計画」の事業計画に基づき、市内のバス交通を整備充実することとしている。

2 成果指標

成果指標 1：バス利用者数

目標値 1：295,749人（H28年度） 302,000人（H32年度）

3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業

生活交通路線として必要なバス路線の運行を確保するための乗合バス事業

補助対象者

乗合バス事業者

4 補助対象(外)経費

補助対象経費

- ・バス運行に係る経常費用と経常収益の差額
- ・車両本体並びに当該路線の運行に必要な附属設備及び改装に要した経費

5 補助率・補助限度額、積算根拠

予算の範囲内において、補助対象経費及び補助対象車両費それぞれに相当する額

100%補助でなければバス事業者が撤退する恐れがあり、市民の重要な公共交通手段であるバス路線が廃止となり、市民生活に多大なる影響をもたらすため。

6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

平成32年度まで